

平成 30 年度 第 3 回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開 催 日 時	平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 1 時から午後 3 時 50 分	
開 催 場 所	南あわじ市役所 本館 3 階 304・305 会議室	
出席委員（職業）	委員長 滝 明良（元公正取引委員会 九州事務所長） 委 員 潮崎 征功（公認会計士） 委 員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	垣総務企画部長 田村財務課長 森崎課長補佐（財務課） 安富係長（財務課）	
関係課出席者	〔体育青少年課・文化体育館〕原口課長、中野副主幹、喜田主査 〔子育てゆめるん課〕西岡課長、山本課長補佐 〔産業建設部〕河井副部長 〔下水道課〕倉本課長、郷課長補佐、高田課長補佐 〔建設課〕仲山課長、新地課長補佐、森課長補佐、橋本係長	
議 事 概 要	1. 開会 委員長あいさつ 2. 抽出期間における入札概要について 審議対象期間における入札及び契約状況の報告 3. 議事案件 抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 1. 平成 31 年度入札監視委員会について 2. 次回委員会開催日程について ※詳細については、別紙 会議録のとおり 5. 閉会	
審 議 対 象 期 間	平成 30 年 9 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで	
制限付一般競争入札	一件	対象件数 7 件
公募型一般競争入札	一件	
指名競争入札	6 件	
随 意 契 約	1 件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

平成30年度 第3回入札監視委員会議事案件報告様式

	入札執行日	担当課	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	9月5日	文化体育館	文体修第1号	南あわじ市文化体育館 空調設備冷温水機・温度調節計修繕工事	不落の理由、2回目(9/28)・3回目(10/18)との関係、その後の状況など
2	10月25日	子育てゆめらん課	南あ子育て第30-17号	第二期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	落札率が低かった原因など、3番との対比
3	11月29日	子育てゆめらん課	南あ子育て第30-6号	志知保育所補修工事	落札率が高かった原因など、2番との対比
4	10月4日 (随意契約)	下水道課		統廃合整備事業第2工区(濰処理区)接続管渠布設工事施工監理業務	設計額の根拠・方法、公益財団法人との随契の理由など
5	9月28日	建設課	建都第30-2号	南あわじ市空家等対策計画策定支援業務	落札率が低かった原因など
6	11月20日	建設課	乙第5484号	市道灘12号線道路災害復旧工事	落札率が高かった原因など
7	12月17日	建設課	防安工第29-3号	天野橋橋梁架替工事	不調の経緯、原因など

平成 30 年度 第 3 回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

2 抽出期間における入札概要について

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 審議対象期間の入札執行状況を見せて頂いて、印象的だったのが指名競争入札の方が一般競争入札に比べて不落・不調が多いですね。一般競争入札では不落が 0 件で不調が 1 件、指名競争入札になると不落が 8 件で不調が 7 件あります。このことについて何か考えられる事情等がありますか。

(事務局 1) 一般競争入札では参加資格を定め、それに従って業者の方から参加申込みがあり、開札まで至るとというのが通常の流れです。そのため参加者全てが辞退するというような確率は非常に低くなるのではないかと考えております。指名競争については、工事の設計額等を勘案しまして、土木、建築、舗装工事では格付基準を設定していますので、設計額に応じた等級区分から何者以上を選定するという入札・契約事務取扱要領の定めに従いまして業者選定をしております。また、業者の手持ち状況等も考慮して指名をしているところではございますが、工期不足、採算が合わないという理由や、技術者を含め、仕事をして頂ける方の確保が難しいという理由で辞退される業者が増えてきているのが現状です。

(委員長) 何か対策というのはないのでしょうか。そういう傾向が強いというだけで、総じて不調という訳でもないかと思えます。不調であれば次の入札でその案件に応じた工夫をするという事ですか。

(事務局 1) 不調であれば設計内容を見直すパターンもございますし、設計内容が適正であると判断すれば指名業者を総入替えし、2 回目の入札に付すという事もございます。そういった事を行っているのですが、2 回目の結果も不調となる場合があります。また、最近では入札書も辞退届も提出しない不着というものが増えてきており、このことも不落・不調の要因かと考えます。

(委員 1) 例年と比べて不落・不調の数はどうでしょうか。

(事務局 2) 前回の入札監視委員会の審議対象期間である 4 月から 8 月では 3 件だったと思います。今回、通常工事で 8 件となっておりますが、その内 1 つの案件で 3 回不落がありますので、3 件カウントになっております。それを除けば件数としては 6 件ということになります。

(委員長) 他に何か質問はございませんか。

(委員 2) ヒアリング対象を選ぶにあたって、一般競争・指名競争で 122 件のデータを抽出して頂きましたが、前回同様に、審議対象となる案件が、漏れなくこのリストに記載しているかという検証をさせて頂きました。公開ホームページに掲載されている案件が、このリストへ記載されているかという方向に 7 件、逆にこのリストに記載されている案件が、公開ホームページに掲載されているかという方向に 7 件、合計

14件について検証をさせて頂きました。122件に対して14件ですので、カバー率としては約11.4%となりますが、結果、入札日、工事名、予定価格等の主要項目が全て一致しておりますので、頂いた抽出データについては、網羅性が確保されているという事を報告させて頂きます。

(委員長) それでは抽出案件の審議に入らせて頂きます。

3 議事案件

1. 南あわじ市文化体育館 空調設備冷温水機・温度調節計修繕工事（文化体育館）

○事務局より「南あわじ市文化体育館 空調設備冷温水機・温度調節計修繕工事」について入札及び契約状況の報告

(委員1) 前回の審議対象期間も含め、合計4回入札を行い最終的に取止めということですが、この資料を拝見させて頂いたところ、予定価格と業者との金額に大分開きがあったというように見受けられます。この工事についてはどのように設計をして、予定価格を定めたのかをお伺いできますか。

(担当課1) 文化体育館が建設されてから十数年来、設備の保守点検に携わっている市外業者からの見積を基準に設計を行いました。保守点検業者ですので、安価な値段での設計になっているのかもしれませんが、4回の入札に参加して頂いているのは市内業者ですので、その保守点検業者は入っておりません。

(委員1) その保守点検業者はノウハウを持っているから、安く仕上げられる見積を行ったという事ですか。

(担当課1) 文化体育館の機械はA社製になりますが、保守点検もその市外業者が行うのではなく、メーカーの方が直接来て点検して頂いている特殊な装置になります。4回の不落についても、文化体育館の空調設備はエアコンではなく、ファンコイルユニットで中央制御盤での操作になると、A重油を焚いての稼働になりますので、他の空調設備と比べて特殊性があり、市内業者の方には分かりにくかったのかなと思います。

(委員1) 元々、汎用性が低く、色々な業者で共通した方法により実施できるものではないという事でしょうか。

(担当課1) そうだと思います。

(委員1) それはそもそも入札に馴染むものなののでしょうか。

(事務局1) 特殊性があってその業者でしかできないというのであれば、1者随意契約を想定しなければなりません。ただ、この件に関しては、市内の管工事業者で40者ほど登録がありますが、それらの業者で絶対に施工不可能な工事であるのかと考えた結果、そうではないと判断しましたので、入札参加資格審査会へ諮り、競争入札に付したという経緯であったと記憶しております。あくまで結果論になりますが、価格の差こそあれ、この機械が取扱い分野ではないというような理由で辞退をされた業者は4回の入札ではありませんでした。そのため、市内業者でも施工可能な内容のものだという認識を持っております。

- (委員 1) 費用をかけさえすれば、どの業者でもできるであろうという事ですか。
- (事務局 1) この度、応札をして頂いた業者の状況を見ますと、この改修については市内業者でも十分施工可能であるという判断材料になるかと思えます。
- (委員 1) 開札結果表を見ていきますと最終的には、4回目の入札で9番の業者さんが370万円で入札されており、他の9者はもう無理だという事で辞退をされているのでしょうか。
- (事務局 1) 3回目、4回目と入札を行っていきますと、辞退の理由は人手不足であるとか手持ち工事がいっぱいというものが多く、もちろん中には採算が合わないというものもありますが、施工できる体制が整わないというものが主であります。施工が困難という理由で辞退された業者もありましたが、それは4回の入札で2者のみでした。
- (委員 1) 結果としてはこういう形になってしまったが、入札の手続きとしては粛々と進んだ結果という事になるのかと思えます。では文化体育館のこの設備改修はこれからどうするのかという検討は、市の方でされているのですか。文化体育館は市民の皆さんが使用する施設だと思いますし、冷温水機や温度調整計は重要な設備になると思えますので。
- (担当課 2) さきほど担当からも話がありましたとおり、かなり古い機械になっており、耐用年数も過ぎております。ほぼ1年かけて入札を行ってきた結果、不調になったという事がありますので、現状のままでこの機械を使用していくにしても、今動いている機械自体にかなり無理をかけて動かしている状態です。現在、保守点検をして頂いている業者からもこれ以上負担をかけるとダメージが大きくなるという事で、今修繕を行ってもどれだけ使用できるか分からないというようなお話も頂いております。そのため、この空調設備については、電気の設備等へ改修する方向も検討しなければならないと考えております。
- (委員 1) 全部取替えるという事ですか。
- (担当課 2) 施設全体をこの設備で温めたり冷やしたりするようになっておりますので、仕切られたスペース等、個別に設置していく方法もあるのではないかと考えております。
- (委員 1) 設計は入札の前段階であると思いますが、一般的な市場価格と開きがあるとしても不落・不調の可能性が高まるため、設計方法についても色々と検討された方がいいのかと思えます。
- (委員長) 今のお話を伺っておりますと、予定価格を設定する際に、参考見積を徴収したのが今現在の保守点検業者で、それが市外の業者さんであった。そして、金額から指名競争入札になったのかと思えますが、市内の業者さんを対象に入札を行ったところ、市内業者さんの場合は、おそらく機械の調達ルートの関係で参考見積を提出した方と比べるとどうしても高くなるという傾向があったのでしょうか。そういう事を加味して、発注方法を検討する必要があるかと思えます。市内業者さんからも参考見積を徴収していれば、違った結果になっていたかもしれませんし。
- (担当課 1) 当初は市内業者からも参考見積の徴収を検討しましたが、A重油を焚いての冷房器具を使用しているのは南あわじ市内でも文化体育館のみです。そういう特殊な事情もあったため、市内業者では難しいと判断し、保守点検業者から参考見積を徴収

しました。

- (委員長) 参考見積を徴収するのが難しい相手に、発注するのはさらに難しいですね。何かミスマッチがあるような気がしますね、色々な検討の結果、そうなったのだと思いますが。こういう例がありますので、それを踏まえて工夫できるところがあるのではないかと思いますので、ご検討頂ければより現実的な発注ができるのではないかと思います。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

2. 第二期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託（子育てゆめるん課）

○事務局より「第二期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託」について入札及び契約状況の報告

- (委員1) 先行しますが次の志知保育所補修工事についても、子育てゆめるん課の案件となっており、そちらとも関係しますが、この件については、落札率が50%を切っているという状況です。開札結果表を見させて頂いたところ、一番上が460万円となっており、これはまああの数字かなと思います。要するに上と下の開きが非常にあるという事ですね。委託業務ですので算定しづらい部分もあるかと思いますが、設計の段階で価格の設定に関してはどのような検討がなされましたか。
- (担当課1) 第二期南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託については、業者からの参考見積を基に市の方で設計をしております。志知保育所補修工事については、設計士に委託し、積算された設計書によって設計額を算定しております。
- (委員1) 業務委託と工事とでおそらく差は出てくるのかと思われませんが、この業務委託の方は参考見積と言われましたが、それはどのようにしてとられましたか。
- (担当課1) 予算要求時に業者から頂戴したものを基に設計をしております。
- (委員1) 参考見積は1者のみからですか。
- (担当課1) はい。
- (委員1) 委託関係なので、この落札率についてもやむを得ないという事ですかね。
- (担当課1) 平成27年度から全国一斉に5ヶ年計画で子ども・子育て支援事業計画を市町村で計画するよう義務付けられております。今回が平成32年度からの5ヶ年計画の作成で、こちらも全国一斉にという事になりますので、おそらくノウハウを持っている業者もあると思いますので、かなりの開きが出たのかと思います。
- (委員1) 開札結果表を見て上が460万円、下が214万4千円、その間も269万2千円、350万円とありますので、委託という点を考慮すれば、設計自体はそれほど問題ないのかなと思います。これは5ヶ年計画の一環と言われましたが、前回の5年分も同じように入札をされたという事ですか。
- (担当課1) はい。今回の発注については、2ヶ年に亘りまして、平成30年度にニーズ調査等、平成31年度には子ども・子育て会議を開きながら計画を順次作成していくという事ですが、前回は、アンケート調査、計画の策定、会議についても同じ年度内に行っているという点が異なります。

- (委員2) 安さばかりを基準で選定される事は、質の確保という問題点もあります。安さと質のバランスをどう保っていくかという点では、入札の方法として、例えば、プロポーザル方式であるとか随意契約というものがあるかと思いますが、そうではなくて指名競争入札を選択された判断過程や検討の有無も含めましてお答え頂けますか。要するに、安い金額であれば、質が確保されない成果物になる可能性がある中で、最低制限価格が設定されていない指名競争入札の方法を選択された経緯をお教え頂けますか。
- (担当課1) 今回が第2回目となる事から、仕様書の方もしっかりとしたものを業者から頂き、それを参考に作成しておりますので、プロポーザルを行わなくても、ほぼ、どこでも同じような業務ができるものと判断しました。また、プロポーザル方式では時間的な問題もあり、指名競争入札を選択させて頂きました。
- (委員1) 最低制限価格もしくは調査基準価格を設定しなかった理由はありますか。
- (事務局1) 南あわじ市では、工事及び測量、設計等の建設コンサルタント業務に関しましては、最低制限価格の設定はありますが、それ以外の物品・役務については、設定がありません。それに従いまして本件についても、最低制限価格の設定はしておりません。
- (委員1) 南あわじ市契約規則の第9条で、「市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。」とあります。特に必要と認めるときという抽象的な文言になっていますが、最低制限価格を設定する設定しないというのは、今言われたように、工事・建設コンサル業務委託か役務かで分けて運用しているという事ですか。
- (事務局1) そうです。業務によって設定するか設定しないかを決めております。
- (委員1) そこで線を引いているのはなぜですか。
- (事務局1) 工事や設計業務等では直接工事費や直接人件費等の項目がありますが、役務については人件費が主かと考えます。それに伴い、算定式についても国の基準等がなく、設定するにあたり根拠的なものがないのが現状です。
- (委員1) 工事等では、確たる基準があるという事ですか。
- (事務局1) はい。工事では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の算定式のモデルがあります。そういう基準がないものについては、こういった根拠で算定するかという事が大きな問題になると考えます。
- (委員2) どういう入札方式を採用するかについて、入札参加資格審査会で審査をされるかと思いますが、本件に関して例えば、予算規模の大きい計画であれば、プロポーザル方式や他の入札方式も検討されたという理解でよろしいでしょうか。
- (担当課1) この件に関しまして、どうしても今年度中にニーズ調査をしなければならない必要がありました。国から実施方針が発表されたのが9月に入ってからであり、10月に指名競争入札を行わなければ、ニーズ調査の時間を確保できないという事情もございました。
- (事務局2) プロポーザルを採用するかどうかの基準は、当然、金額的な要件もあるかと思

ますが、提供を受ける役務の内容が定かでない場合は、プロポーザルで提案して頂いて、より良いものを模索するという選択肢もあるかと思いますが、今回のような計画策定で、計画に盛り込む項目が示されている場合であれば、プロポーザルを実施する事によって、計画が違ったものになるという要素はないのかなと考えます。

(委員長) 今回は第2期の事業計画の策定という事で、第1期がどういうものでそれを受けて今回は2ヶ年でこういう事業を行うという、全体の構造を簡単に説明して頂けますか。平成27年度から5ヶ年計画がスタートし、その第1期として平成27年度から平成29年度で3年の事業を実施、第2期を平成30年度から平成31年度にかけて行うという事ですか。

(担当課1) 第2期は平成32年4月から平成37年度までの5年です。

(委員長) 平成27年度から平成31年度までの5年に第1期があり、第2期は平成32年度からの5年の計画という事ですか。

(委員1) 現在、第1期が動いている途中という事ですね。それが終了して第2期の計画を策定していると間に合わないの、今の段階で第2期の計画策定を行っているという趣旨ですよ。

(担当課1) はい。

(委員長) 分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

3. 志知保育所補修工事（子育てゆめるん課）

○事務局より「志知保育所補修工事」について入札及び契約状況の報告

(委員1) さきほどの案件と違い、落札率が99.3%という事で、これについての分析はどうなっていますか。

(担当課1) 建築一式工事ですので、設計業務を設計士に委託し設計をしております。今回の入札については、7者のうち、札を入れて頂いたのが2者、それ以外は2者が辞退、3者が不着で失格という結果でありました。子育てゆめるん課は保育所、幼稚園、認定こども園と公立の幼児教育施設を14施設管理しており、どの施設も老朽化により毎年、修繕が必要となってきております。今年度発注した他の修繕工事もそうですが、辞退される業者が多く、それはおそらく軽微な修繕が多く収益性が低いため辞退されるのかなと考えております。本件については、落札して頂きましたが、今年度発注した他の修繕工事の結果を見ましても、建築一式工事は厳しい状況にあるのかなという分析をしております。

(委員1) 開札結果表で不着の失格とありますが、これは何も応じてこないという事ですか。

(事務局1) はい。電子入札で行っておりますので、電子入札システムから入札通知を発送していますが、業者から何も意思表示がないというものです。

(委員1) 結果だけを見れば、はたしてこれが入札と呼べるのかどうか。辞退はともかく、不着の対策というものは何かありますか。

(事務局1) 現状としましては、当市では不着をした事に対するペナルティ的なものはありま

せん。今年度以前からこういうケースが増えてきているは事実ですので、何らかの対策が必要であるという認識はございます。とにかく札を入れるのか、辞退届を出すのか、必ずどちらか行って頂けるような対策をし、それでも不着になる場合は、何かペナルティを考えなくてはならない状況まできているのかなと思っております。

(委員 1) 業者側からすれば、とりあえず参加しておこうと手を上げて、その後、自分達の都合で辞める際に何も意思表示しないというのは、無責任な気がしないではないですね。

(事務局 3) 本件は、指名競争入札なので、こちらから業者を選定して指名しております。

(委員 長) 指名を受けた段階で、それに対する業者側の意思を示す方法は電子入札システムにはありますか。

(事務局 3) 電子入札システムの方から業者側のシステムに入札通知が届くようになっておりますが、補助機能としてメールも送信されるようになっております。それで業者さんはシステムにログインし、通知を確認した後、受領確認という操作を行う事で、発注者側のシステムから、この業者さんは通知を確認したというのが分かるようになっております。補助機能でメールが送信されると言いましたが、本来は電子入札システムに定期的にログインし、通知が来ていないか確認して頂くものです。ですが、補助機能のメールに慣れてしまって、メールが届かなければシステムを確認しないという業者さんも多くなっていました。以前、システム障害によりメールが送信されないという事があり、指名していた業者さんがほとんどシステムを確認しておらず、やむなく入札を延期したという事がありました。そのシステム障害は現在、復旧しておりますが、それ以来、メール送信に加えてファックス送信も併用で行い、確認したらファックスで受領書を返信して頂くようにしています。

(委員 1) 何の意思表示も行わない人が、指名した業者の半数も出てきているという事については、市民の立場からすると、なぜその業者を指名しているのかという事につながる可能性もあると思います。このまま不着が続けば、指名の方法について何か考えなければならぬのかなと。

(事務局 1) 指名競争入札ですので、こういう結果になってしまったのは、指名した側にも責任というか原因があるという事になるかと思えます。こうならないよう、直近の辞退理由であるとか、指名しようとしている業者の手持ち状況を勘案して、尚且つ、地域性等のルールを守りつつ、札入れして頂ける業者を選定しているところではございます。ですが、本件は建築一式工事の格付等級区分Cにあたりますが、一時に発注が集中するという月もあり、複数受注する事が難しく、こういう結果になってしまっているというのもございます。また、入札に付さない130万円以下の随意契約の建築一式工事についても、等級区分Cから選定するため、こちらで把握していない受注状況もありますので、それを把握できていないという事も原因であるのかなと考えております。

(委員 1) 本件について、結果としては7者を指名しておりますが、地域性も含め、指名できる業者は何者ありましたか。

(事務局 1) 建築一式工事の格付等級区分Cには18者がおり、地域性というのは旧町単位での

考え方となっております。志知保育所補修工事の工事場所は、旧三原町になりますので、建築一式工事の格付等級区分Cには、旧三原町の業者が6者おりますが、直近の辞退届による手持ち状況や技術者不足を踏まえると、6者全てが指名できる状態ではないかと思えます。そのため、今回指名している7者の中でも旧三原町の業者は3者しかありません。あとの4者については、旧三原町以外から指名回数や手持ち状況等を考慮して選定しました。

(委員1) 結果的に2者しか札入れをしておりませんが、この規模で100万円の開きがあるというのは何か考えられる理由はありますか。

(担当課2) 建築一式工事というのは土木工事と違い、統一された積算基準等もなく、設計士に委託して、設計を行っています。設計士によって設計や積算の考え方や、参考にする歩掛単価等が異なり、どうしても設計内容が均一化されなく多少の開きが出てしまいます。そのため入札に応じる業者もどれくらいの工事が推測しづらく、開きが出るのかなと考えております。

(委員1) 不着により失格というのは、何か対策を講じていかないと円滑な業務発注の妨げになるような気がします。指名の段階で入札してくれる人をどうやって選ぶかというところですね。指名しても入札してこないという事が予め分かっているのであれば、指名しても入札は成立しませんから。実務上、何か対策を考えていかないと、発注される担当者の方も予定どおり工事を進められませんので、ご検討のほどよろしくをお願いします。

(事務局1) 建築一式工事に関わらず、不着というものが増えてきているという事、小規模な工事の受注が格付等級区分の下位の業者へ集中しているという事を踏まえ、指名業者数についても基準より多めに指名しております。

(委員1) 指名業者数を増やすという事も、今の制度上で可能な対策かとは思いますが、他にも入札の実効性を確保するような検討ができたらいいのかなと思います。

(委員長) 他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

4. 統廃合整備事業第2工区（灘処理区）接続管渠布設工事施工監理業務（下水道課）

○事務局より「統廃合整備事業第2工区（灘処理区）接続管渠布設工事施工監理業務」について入札及び契約状況の報告

(委員1) 下水道に関するものとは言え、工事、施工監理業務というのは広い意味で汎用性があるものなのかなと思います。そういったところで、なぜ、この公益財団法人と随意契約を締結したのかという事をご説明頂けますか。

(担当課1) 下水道法という法律により、下水道工事の設計・施工監理業務については、設計者の学歴や、経験年数の資格が定められており、それを満たした者でなければ実施できないとされております。市職員は事務吏員であり、下水道工事に関しての資格要件を満たしていない事が多いため、外部へ委託する事になります。その資格要件を満たしているコンサルタント会社は存在しますが、本業務については、工事費の

積算という業務も含まれており、それが実施可能な団体としては、日本下水道事業団と公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターのみです。日本下水道事業団に関しては、処理場の建設等の大規模な事業を委託する事は可能ですが、今回のような小規模な管渠布設工事等は取り扱っていないため、兵庫県まちづくり技術センターへ委託する事としております。

(委員1) 公共下水道工事の施工監理に関しては、積算を含めた業務の場合は、実施可能な団体が日本下水道事業団と兵庫県まちづくり技術センターであって、小規模な事業に関しては、事実上、この兵庫県まちづくり技術センターのみという事ですか。

(担当課1) そうです。

(委員1) 民間会社でも行っているところがありますか。

(担当課1) 下水道工事の施工監理に関して、経験、学歴があれば可能ですので、コンサルタント会社でも施工監理に関しては、実施できる可能性はあると思います。ですが、公共工事積算に関しては、積算基準や公の単価等、全てが公表されているものではありませんので、民間会社では行っていないと思います。

(委員1) 日本下水道事業団は大規模な工事の施工監理を実施しており、小規模な工事の施工監理は行っていないという事ですが、大規模、小規模とはどの程度のものを指しますか。

(担当課1) 下水道処理場に結ぶ幹線管渠工事や、処理場自体の建設工事等の場合は、取り扱ってくれると思いますが、本件は末端の工事になりますのでそこまでの規模ではありません。

(委員長) 予定価格はどのようにして設定されましたか。

(担当課1) 兵庫県まちづくり技術センターが、県や市町向けに受託業務実施要領を定めており、その中で工事の施工監理業務については、工事費の設計額に応じて乗じる率が定められておりますので、それに基づき算出しております。

(委員長) 工事の設計金額はどの段階で算出するんですか。

(担当課1) この業務を委託する前段で、兵庫県まちづくり技術センターと実施の可否について協議を行うのですが、この時点で工事の数量等の設計図書をセンターへ提供し、工事費の積算を行います。

(委員長) 協議を受けて、センターの方で概算額を算出するという事ですか。

(担当課1) はい。それによって委託費が決まってきます。

(委員長) その設計額が予定価格とイコールになるんですか。

(担当課1) はい。

(委員2) 兵庫県まちづくり技術センターへ工事の積算を委託するという事で、この後の工事についても、この積算額とイコールで予定価格が設定され、発注されていくという理解でよろしいでしょうか。

(担当課1) そうです。

(委員2) 積算と施工監理をパッケージで発注する前提であることが、2者択一になった理由の一つになっていますが、積算と施工監理を分けて発注すれば、他の業者への発注も可能だったと言えます。業者の信頼性も加味するのでしょうか、包括発注が良

いのか、個別発注が良いのか、トータル費用の比較も含めて検討の経緯をお教え頂けますか。もしくは、こういう専門事業では通常、今回のように2者択一でパッケージ発注するという事が慣例的なのでしょうか。

(担当課 1) 旧町時代から、兵庫県まちづくり技術センターの前身である兵庫県下水道公社と、今回のように委託して行っております。積算と施工監理を分けて発注する事についての検討は行っておりません。

(委員 2) 理屈上では、施工監理の部分は民間会社も担う事ができるため民間会社へ、積算の部分については、日本下水道事業団か兵庫県まちづくり技術センターへ委託する、そういう発注も可能だったという事でしょうか。

(担当課 1) 兵庫県まちづくり技術センターへ下水道工事の積算業務のみを発注したという実績がありませんので、協議までは至っておりませんが、現時点では、下水道工事の積算業務のみの受注というのは、取り扱っていないと思います。

(委員 2) 過年度も含め、この種の工事の施工監理業務については、日本下水道事業団か兵庫県まちづくり技術センターへの発注というものなのでしょうか。

(担当課 1) はい。資格を持った職員がいる場合もありますので、全てという事ではありませんが。

(委員 2) 資格を持った職員がいない場合は、この2者から選定し、積算、施工監理をパッケージ発注するというのが慣例という事ですね。これは他市も同じような状況ですか。

(担当課 1) 資格を持った技術吏員を職員として雇用している場合もあると思いますので、色々なケースが存在すると思いますが、技術吏員が存在しない場合は、同じような状況だと思います。

(委員長) 本體工事である管渠布設工事の発注とのタイミングどうなっていますか。

(担当課 1) 工事の落札決定日と同日で、施工監理の契約を兵庫県まちづくり技術センターと締結しています。

(委員長) 分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

5. 南あわじ市空家等対策計画策定支援業務（建設課）

○事務局より「南あわじ市空家等対策計画策定支援業務」について入札及び契約状況の報告

(委員 1) 結果的には、落札率が50%を切るという状況になっており、業務内容が工事のように確たるものではないという点もあるかと思いますが、設計の段階で価格はどのようにして設定されましたか。

(担当課 1) 実施設計にあたり、基準となる歩掛がございませんので、5者から参考見積を徴収し、異常値を除いた平均値を基に実施設計を作成しております。

(委員 1) 参考見積を徴収した5者はどのように選定しましたか。

(担当課 1) 業務実績データベースのテクリスにより、実績のある業者を今回の入札で指名しておりますが、参考見積についてもその中から5者を選定し徴収しました。

- (委員 1) 開札結果を見ますと、下が 275 万円、上が 1,204 万円、間に 400 万円、882 万円というように開きがありますが、これについてはおそらく参考見積を徴収した段階で想定できたかと思うのですが。
- (担当課 1) 一番金額が高い業者については、参考見積の時点でも突出して高かったため、異常値として排除し、残りの 4 者で平均値を算出し設計を行っております。
- (委員 1) 空家対策の計画等は今、国を挙げて取り組みを行っているところかと思いますが、地元で実施できる業者はいないのでしょうか。
- (担当課 1) 法律自体が平成 27 年度に全面施行され、3 年足らずの間での業務となりますので、実績を有する市内業者はいないと思われれます。
- (委員 長) 空家対策業務とはそもそもどういう業務なのか、簡単にお教え頂けますか。
- (担当課 1) 空家等対策計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の第 6 条に空家等に関する対策についての計画を定めることができるという条文があり、こういった項目を計画に書き入れるかという事が示されております。それに基づき各市町村において、空き家に対する総合的な対策や計画実施を文書として作り上げる事が、空家等対策計画になります。
- (委員 長) 目指すところというか、空き家に対してどのように対策していくものなんですか。
- (担当課 1) 基本的には所有者の方の適正管理を促す事と、活用できるのであれば空き家バンクに登録して頂いて、売却であったり賃貸であったりと、空き家の流動化を促進する事になっております。空き家を減らしていくという事も最終的な目的となっております。
- (委員 長) 今回、空家等対策計画を策定されて、その後の事業はどのように動いていくんですか。
- (担当課 1) 対策計画の以前から、ふるさと創生課の方で既に空き家バンクという事業が進んでおりますが、適正管理の促進等、危険な空き家への対策が遅れている状態です。これにつきましては、昨年 11 月に除却する補助要綱というものも作り、支援的なものは策定しておりますが、まだ全体的な計画がないままの個々の支援策が進んでおりますので、それを取りまとめるようなイメージになります。
- (委員 1) この計画は何年かに限ったの事業ですか。
- (担当課 1) 平成 27 年から 5 年間の時限立法となっておりますので、おそらく見直しがされるのではないかと思います。
- (委員 1) 入札の話とは少しそれますが、この事業は計画を策定した後が重要になるのかと思います。特に危険性のある放置建物に対する対策については、ぜひ計画策定の中でも十分協議をして頂きたいと思います。
- (委員 2) 業務概要として、受注業者は、空家対策の審議会や調整会議に出席されて、計画を取りまとめしていくものかと思いますが、この会社にもノウハウを提供して頂くのでしょうか。
- (担当課 1) 受注業者には、全国の自治体における空き家対策の取り組み事例を収集して頂き、計画に記載できるかどうかの提案をして頂く仕様になっております。
- (委員 2) 施行されて 3 年と言われましたが、今回、指名された 8 者についてもそれほど実

績があるという訳ではないという事でしょうか。この開札結果表の金額的な差異について、なぜこれだけ開きが出たか理由は考えられますか。

(担当課 1) 各業者とも平成 28 年、平成 29 年がメインで実績がありますが、金額の差については明確な理由は分かりません。おそらくこれまでのノウハウを有している業者については、それを活用できるため、ある程度金額を押さえる事ができたのかなと思っております。

(委員 2) 金額で約 4 倍から 5 倍の開きがあり、一番最安値で落札された訳ですが、この業者へ委託することで、成果物の質の確保という点ではどのような対応を図りますか。

(担当課 1) 計画案は作って頂きますが、それに対する意見を審議会で頂き、過不足があれば修正を行います。コンサルタント会社の案だけで決まるものでなく、専門家の意見を聞いて作り直す事もありますので、成果物の質に関しては十分確保されると考えています。

(委員 2) 第 2 回入札監視委員会において、「南あわじ市統合型校務支援システム整備事業」が議事案件として抽出されましたが、2,800 万円規模の事業計画でプロポーザル方式が採用されていました。本件は、予定価格で 600 万円規模の事業ですが、指名競争入札で実施するのか、プロポーザル方式で実施するのかという境目に関しては、何かご意見ございますか。

(担当課 1) プロポーザルで実施している自治体もございますが、この業務については、支援という事で市のサポート的な役割をお願いしておりますので、プロポーザル方式ではなく指名競争入札により実施しました。

(委員長) 分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

6. 市道灘 12 号線道路災害復旧工事（建設課）

○事務局より「市道灘 12 号線道路災害復旧工事」について入札及び契約状況の報告

(委員 1) さきほどの案件とは違い、高率の落札率という事ですが、この原因等について説明をお願いします。

(担当課 2) 考えられる点がいくつかありまして、まず 1 点目としては、工事の設計額については、土木工事の積算基準により算出しておりますが、この基準や単価等については、兵庫県のホームページや窓口での閲覧により公表されているものであり、入札者は円単位まで同額として算出する事が可能な状況になっております。次に、特別な単価を採用していないという事です。今回の工事は、ごく一般的な工種が工事全体を占めており、見積等による単価を採用せず、全て公表されている単価等で算出可能であった事です。3 点目としまして、工事内容が普遍的なものであったという事です。今回の工事は、コンクリートブロック積という工種が主たる部分を占めており、土木工事では一般的に使用されているものであり、入札される方も比較的容易に積算する事が可能であったと考えられます。最後に現場の位置が大きな理由かと考えます。今回の施工場所は灘というところで、地元の業者が少なく、実際に地

元と呼べる業者は今回応札して頂いた4者のうち、落札業者を含め2者となっております。道が狭く遠いという事もあり、積算した設計額と実際の利益を考えた際、利益を出しにくい工事であると考えます。通常、入札においては工種にもよりますが、直接工事費までは基準に基づき算出しておりますので、全く同額というところまで算出可能と思いますが、諸経費の部分についても、諸経費率等は公表されておりますので、その部分についても一致するまで算出可能な状況となっております。ただ、その諸経費の中で実働にかかる経費と利益率を考慮したうえで、各業者がどれだけ金額を下げられるかを判断し、入札額を決定しているかと思えます。今回は施工場所が遠方にあり、幅員が狭く、施工が容易ではないという事もあり、利益率が低い案件であると判断されたために諸経費の部分で大きく上回り、4者のうち3者は予定価格超過になったと考えます。今回、落札率が99.49%となっておりますが、一番近隣であった落札業者でさえ、この金額でなければ利益がとりづらい内容であったのかなと考えます。以上の理由により、落札率が高くなったと想定されます。

(委員長) 災害復旧のための工事という事で、緊急で発注される事もあるかと思えますが、一般論として、どういうタイミングで工事発注の必要性を判断し、入札に付していくものなのかをお教え頂けますか。

(担当課2) 災害発生後、速やかに現地確認を行い、国へ災害として申請するかどうかを判断したうえで、申請を行います。その後、国の査定等を受け、認められた後によりやく入札が可能になるという運びになります。

(委員長) 災害が発生してから実際に工事が完了するまで、かなりの時間が経つという事になりますね。予算年度もずれてしまうという事ですか。

(担当課2) 災害の発生時期によってはずれる事もあります。平成30年度予算を平成31年度に繰り越して工事を行う場合もあります。

(委員長) この案件の場合、実際に災害が発生したのはいつでしょうか。

(担当課2) 平成30年7月です。

(委員長) 入札を平成30年11月にされていますので、ある程度、標準的な日数という事でしょうか。色々なパターンがあるかと思えますが。

(担当課2) 国の査定がいつになるかという問題もありますが、今回はかなり早い段階で発注ができたと思えます。

(委員長) 着工は平成31年度からですか。

(担当課2) この工事に関しては、現場も完了しております。

(委員長) 分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、この件に関してはこれで終了させていただきます。

7. 天野橋橋梁架替工事（建設課）

○事務局より「天野橋橋梁架替工事」について入札及び契約状況の報告

(委員1) 実質的に、ほぼ全者辞退という形になっており、さきほど事務局より工期不足、採算が合わない、技術者不足という辞退理由の説明がありましたが、ただ、それに

しても2回目入札においても、全者辞退という事になっておりますので、他のところに原因があるという訳でもないのでしょうか。

(事務局 1) 指名をしている側からの回答としましては、1回目の入札でも1者のみの応札であり、その1者も最低制限価格未満により失格となっているという事態です。地域性等の選定基準に従い指名している訳ですが、こういう事実がございましたので、2回目の入札は、業者の受注状況等を総合的に勘案し選定したところでは、この結果になるとは想定しておりませんでした。

(委員 1) 工期不足、採算が合わない、技術者不足という理由で辞退される業者が毎回あるのは分かるのですが、ほぼ全者という事で何か他に原因があるのであれば、それを探っていく事で、より良い入札のあり方を目指すことができるのかなと思います。事前に分からない事はいくらでもありますので、あくまでこういう結果を受けて、分析してみるという事はそもそも可能なのでしょうか。

(担当課 3) 各業者さんにお伺いするという事も1つの手かと思いますが、工事発注担当者として考えてみたところ、4点ほど考えられる原因があります。本工事は、橋梁の架替工事とはいえ、新しく橋を架け替える訳ではなく老朽化した橋梁を撤去した後、下にある水路の許認可を取得したうえで盛土にする工事になります。そのため指名では土木一式工事の登録業者から選定をさせて頂いております。さきほど事務局からも辞退の理由について説明がありましたが、1回目入札では指名した8者のうち6者が辞退、2回目入札では指名した8者全てが辞退、計14者が辞退しております。辞退理由を確認したところ、14者のうち8者が工期内に完成できない、3者が技術者を配置できない、2者が採算が合わない、1者が工事が難しいという理由で辞退届が出されておりました。工期内の完成が難しいという点については、1回目の入札が平成30年11月20日という事で、もし落札しておれば契約締結が11月末になるかと思いますが、本工事は、標準工期としては準備期間に40日、片付けに20日、純工期として60日、計120日の規模になります。という事は、12月末までを目途に契約を締結すれば年度内に完了するものであると考えております。2回目が12月17日に入札しておりますので、工期内に間に合わないというのは、民間工事等の手持ち状況が影響しているのかと推測しております。今年度は、7月豪雨に始まり、9月の台風と自然災害が多く発生した年であります。民間の建物工事を受注されている業者さんもおりますので、発注元から雨漏り等の緊急的な措置や対応もあったためかと考えております。次に技術者が配置できないという事については、本工事は業者選定は格付等級区分Cとなっており、これも推測になりますがCランクの事業所は規模が小さく、中には技術者が数名しかいない事業所もあるため、技術者配置が不可能であったのかなと考えております。また、採算が合わないという事については、さきほどの市道灘12号線道路災害復旧工事でも話がありましたが、歩掛が公表され閲覧可能となっておりますので、これに対して解決方法を見つけるという事は難しいと考えております。現場を確認し、積算したところ実行予算と異なるという事で辞退されたのだと思います。最後に、工事が難しいという事については、本工事は土木一式工事では発注しており、その会社の技術的判断になるかと思

ますので、発注担当課としては何とも言えるものではないと考えます。ただ、今後も含めて、工期内完成が難しいという事でございますので、標準工期 120 日と申しましたが、余裕を持った工期設定が我々に課された課題かと思っております。以上です。

(委員 1) 設計段階で工期を長く設定したとしたら、応札してくれるところは増えるでしょうか。

(担当課 3) 増える可能性はあると思います。

(委員 1) これだけ辞退されるケースはそうないですよ。何か地域的な原因等があったのかと思ったのですが、1 回目入札で、最低制限価格未満で失格となった業者は、その金額で採算がとれるという判断をされている訳ですから、何か不思議な感じがしますね。担当課としては、実施しなければならない工事である事は間違いないですよ。いずれ何らかの対策をとって工事を実施しなければならないのでしょうか、このまま工期を伸ばせば解決するのか。可能性はあるかもしれませんが、駄目であればまた他の対策を考えなければならないし。そのあたりもう少し踏み込んだ原因究明をした方がいいと思います。ただ、各建設会社に直接問い合わせるという事は、なかなかできるものではないと思いますが。

(担当課 3) 担当課としましては、さきほど申しました余裕を持った工期設定という事で、発注時期を見直す必要があると思います。それと最低制限価格未満の入札が実際あり、その業者さんはその金額でできるかもしれませんが、採算が合わないという業者さんが 14 者のうち 2 者ありましたので、その方々の辞退理由についても対策を考えると、もう 1 度、現場を確認したうえで設計を見直す事も必要かと思えます。

(委員 長) 1 回目の入札が成立せず、業者入替えて 2 回目入札となっておりますが、1 回目が入札しなかった時点で、何か情報は開示されるのでしょうか。

(事務局 3) 不調のため、予定価格、最低制限価格は伏せた状態ではありますが、開札結果表をホームページ上で公表しておりますので、どこの業者さんがいくらかで入札したかという事は分かるようになっていきます。

(委員 長) 最低制限価格未満で失格になった業者の金額も公表されているんですか。

(事務局 3) はい。

(委員 長) 担当課としては、実施しなければならない工事という事ですが、今後の入札の用途はついていきますか。

(担当課 3) 国の交付金事業により実施しており、平成 30 年度予算での承認を頂いて実施すべき事業だったのですが、2 回の入札不調となりましたので、県を通じて平成 31 年度事業へ振替えるよう協議を行っているところです。そのため、次の発注時期については、梅雨等の時期も考慮しながら検討していきたいと思っております。

(委員 長) 平成 30 年度より早い時期の発注は可能でしょうか。

(担当課 3) 4 月、5 月の発注になりますと現場に入るのが 6 月の梅雨時期となり、現場で作業ができないという事もありますので、6 月、7 月を目途に発注すれば標準工期の 120 日以上が確保でき、問題なく平成 31 年度内に完成するのではないかと考えております。

(委員長) 工期不足という理由で辞退された方に対する対応が十分できるという事ですね。分かりました。他に何か質問はございますか。ないようでしたら、これで終了させて頂きます。これをもちまして、抽出案件の審議については終了させて頂きます。

4 その他

1. 平成 31 年度 入札監視委員会について

(事務局 1) 今回は、平成 30 年 9 月 1 日から 12 月 31 日までに執行した案件から抽出して頂き、監視委員会を開催した訳ですが、次回は来年度になります。抽出期間をどの範囲までとするかという事になります。平成 30 年度はまだ、1 月から 3 月まで残っており、新年度につきましても、4 月から始まりどこまでを審議対象とするか、例えば、5 月末までを対象とすれば、次回の監視委員会は 6 月、7 月くらいの開催になり、6 月末まで対象とすれば 7 月、8 月くらいの開催となります。

(委員長) 年間、何回の開催を考えておられますか。

(事務局 1) 最大 3 回開催できればいいかと考えておりますが、審議対象期間を半年で区切れれば、2 回の開催になります。ですが、対象期間が長く、抽出件数が多すぎますと問題かと思っておりますので、5 ヶ月分程度が妥当なのかという気がします。

(事務局 2) 今年度に関しては、第 1 回目は委員の皆様方を委嘱させて頂いて、運営方針についての協議を行い、個別案件の審議はしておりませんので、そういう事を含め、3 回開催させて頂きました。来年度についても、3 回程度開催できるよう予算確保していきたいと思っております。来年度の審議をきっちりしていこうというのであれば、単純に 12 ヶ月を 3 で割れば 4 ヶ月ずつの案件の審議ができるという事になります。

(委員 1) 平成 31 年 1 月から 4 月までの案件の審議を 5 月くらいにというように、抽出案件の年度はまたいでも構わない訳ですね。

(事務局 1) はい。4 月末で区切った場合、準備期間として 1 ヶ月程度必要ですので、6 月あたりになります。となれば平成 31 年度についても、おそらく 3 回の開催になるかと思えます。

(委員 1) 抽出する案件が多すぎると会議時間も長くなり、大変ですね。

(事務局 2) 平成 30 年度と同じ件数を抽出するとすれば、対象期間が長くなると荒くなってしまいう可能性もあると思っておりますので、同じように 4 ヶ月から 5 ヶ月程度を対象とするのが妥当かと思えます。

(委員長) 2 回開催してみて、我々の慣れという事もあるかもしれませんが、ペースとしてはこれまでと同様がいいのかと思えます。基礎的な質問の繰り返しになるかもしれませんが、市民目線で聞いていこうと思っております。

(事務局 2) 過去 2 回審議して頂いたなかで、例えば、落札率が高率で似たような案件もあるかもしれませんが、市役所も 4 月に人事異動がありますので、担当者も入れ替わり、また勉強してお答えするという意味では、再度同じような質問をして頂くのもいい事かと思えます。

(委員長) 3回開催を前提に、それに見合った対象期間を設定するという事でよろしいですか。

(事務局2) であれば、今年度と大体同じような時期での開催になるかと思います。今年度の日程が委員の皆様方のお仕事の忙しい時期でなければ、同じ時期に開催させて頂ければと思います。

○平成31年度入札監視委員会は、6月、10月、3月に開催する予定とし、詳細な日程についてはその都度、開催月の中旬を始まりとする20日程度で調整する事となった。(中旬を始まりとするため、開催が翌月にずれ込む場合もあり)

2. 次回開催日程について

○平成31年度第1回入札監視委員会については、平成31年6月中旬から7月初旬までの間で日程調整を行い、開始時刻については13時からと決定した。

配布資料

- ①入札契約方式別発注件数 総括表 (H30.9.1~H30.12.31)
- ②平成30年度 入札執行状況 (H30.9.1~H30.12.31)
- ③平成30年度 随意契約一覧表 (H30.9.1~H30.12.31)
- ④平成30年度 第3回入札監視委員会抽出案件資料